

令和8年第2回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和8年2月25日（水） 午後1時30分 開会

場 所 東近江市役所 東D会議室（東庁舎）

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	神寄 由紀美
教育委員	青地 弘子	教育委員	沖田 行司
教育委員	山本 一博	教育部長	福井 健次
こども未来部長	井口 みゆき	教育部次長	堀 喜博
管理監（学校教育担当）	澤 英幸	管理監（図書館担当）	松野 勝治
管理監（幼児担当）	中村 淳子	教育総務課長	深見 勝
校務支援室長	松本 良恵	生涯学習課長	片山 晴紀
学校給食センター所長	鎌倉 厚徳	教育研究所長	田中 慶希
幼児課長	辻 温	事務局（教育総務課長補佐）	小辰 あつ子

以上18名

開会

教育長

皆さんこんにちは。本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
それでは、ただ今から、令和8年第2回教育委員会定例会を始めさせていただきます。
議事に入る前に1点、御報告申し上げます。
令和8年第1回教育委員会臨時会について、急施を要するため2月18日に書面にて開催しました。議案については、「議案第1号 東近江市教育委員会委員の辞職同意について」です。沖田委員の辞職に伴う教育委員会の同意を求める議案であり、私を含めまして、4名、全数の同意をもって可決となりましたので、御報告申し上げます。
それでは、定例会を進めさせていただきます。
「会議録」の承認についてですが、委員の皆様には、「第1回定例会」の会議録について、あらかじめ事務局から配付し、御確認いただいていると思います。
会議録の内容に、御異議はございませんか。

各委員

（異議なし）

教育長

それでは、会議録について、承認いただきましたので、「山本委員」と「神寄委員」には後ほど署名をお願いいたします。
なお、今回の第2回定例会の会議録署名委員は、「沖田委員」と「神寄委員」を指名させていただきますので、よろしくお願ひします。
それでは、次第に従い、進めさせていただきます。
「1報告」です。はじめに、私から教育長報告をさせていただきます。
今年度も残すところ1箇月となりました。今、学校現場ではインフルエンザが猛威を振るっており、能登川南小学校が休校、その他8校で学級閉鎖となっています。今後の拡大が懸念されますので、皆様におかれましても十分御注意くださるようお願いいたします。

2月6日から7日にかけて、滋賀県都市教育委員会連絡協議会の県外研修として、文部科学省主催の市町村教育委員会研究協議会に参加いたしました。御参加いただきました教育委員の皆様、お疲れ様でした。

協議会では、次期学習指導要領に向け議論されている「義務教育段階における柔軟な教育課程の方向性」についての説明がありました。学校長の判断で柔軟な教育課程編成を可能とすること、また、多様な個性や特性を有する子供に対応するため、特別支援や通級指導を必要とする児童生徒、日本語指導を必要とする児童生徒、不登校や校内外の教育支援センターに通う児童生徒を、言わば「二階建て方式」で複層的に包み込む仕組みを構築していくという内容でした。

私は、授業時数の編成を学校に委ねていただけることは大変ありがたいと感じています。しかしながら、児童生徒を対象に試行錯誤を繰り返すことは許されません。これまでも学習指導要領の改訂に伴い様々な取組が行われてきました。その代表的なものとしては「ゆとり教育」が挙げられると思いますが、そのような取組について十分に検証されてきたのが課題だと感じています。学校に委ねるだけでなく、一定の検証を経た上で各学校に示していただきたい旨を伝えてきました。

また、特別支援や通級指導、日本語指導、不登校対応等の対象となる児童生徒は、今後更に増加することが見込まれます。「拡充」という言葉が用いられていますが、具体的なカリキュラムや指導方針が十分に示されているとは言い難く、教科書の選定すら市町に委ねられているのが現状です。こうした実態を踏まえた議論を重ねていただきたいと考えています。

さて、先日、ミラノ・コルティナ冬季オリンピックが閉幕しました。連日届けられる日本人選手の活躍に胸を熱くし、改めてスポーツの持つ力と素晴らしさを実感しました。

三浦・木原ペア、高木美帆選手、平野歩夢選手、坂本花織選手をはじめ、メダルの有無や色にかかわらず、選手のひたむきな努力や最後まで諦めない姿勢から、私たちは多くのことを学びました。日本人選手はメンタル面でも一段と強くなったと感じます。かつては礼儀や服装を理由に心ない言葉が向けられたこともありましたが、今回の大会では、多くの選手が支えてくださった方々や応援してくださった方々への感謝の気持ちを添え、自らの言葉で大会に臨んだ思いや競技を終えた心境をしっかりと語っていたことが大変印象的でした。

どのような育成や研修が行われ、このような選手が育っているのか、私たち教育に携わる者も大いに学ばなければならないと率直に感じています。私たち自身、更なる研修の充実に努めたいと思います。

本日、市議会定例会が開会し、既に議決されたとおり、青地委員は3月23日をもって任期満了を迎えられますが、引き続き教育委員会委員に就任いただくこととなりましたので、よろしく願いいたします。

また、沖田委員におかれましては、3月31日をもって教育委員会委員を辞職されることとなりました。令和2年4月から6年間にわたり重責を担っていただき、深い見地から多くの御助言を賜りました。心から感謝申し上げます。退任後におかれましても、引き続き御指導を賜れば幸いです。

なお、後任には、東近江市出身で本市の実情にも明るく、県内市町の審議会等で委員長を歴任され、地方自治および教育行政に深い造詣をお持ちであり、東近江市民大学学長も務めていただいている同志社国際学院初等部・国際部校長の真山達志氏に御就任いただきます。御承知おきいただくようお願いいたします。

教育長

最後に、最近私は挨拶文の校正にチャットGPTを活用しています。担当者が考えてくれた挨拶文に、自分なりの思いを書き加え、チャットGPTに校正をしてもらっています。

いつもチャットGPTは、「全体として大変整理された挨拶文です。」とのやさしい言葉を添えながらも、驚くほどの速さで文章を整えてくれます。言い回しなどで、なるほどと感じる箇所がいくつも出てきます。全て採用するのではなく、自分なりに納得する箇所を取り入れながら修正をしています。

このようなAI技術は、コンピュータのプログラミング、契約書作成や判例検索、経理事務、翻訳など、いわゆるホワイトカラーの業務を大きく変化させると言われています。最終的な意思決定や対人調整は人が担うとしても、業務の省力化は確実に進み、働き方の在り方自体が問われる時代になってきました。

教育現場においても、作文や感想文が本人によるものか判別できない事例が出始めています。これからの時代において、子供たちに本当に身に付けさせなければならない力とは何か。そのことが改めて問われていると感じています。私からは、以上です。

それでは、教育部長からお願いします。

(教育部長報告)

教育部長

皆様、こんにちは。

三寒四温を繰り返し、この間までの雪が全く嘘のように、暖かい陽気となり、春の訪れを感じられる季節となりました。

2月9日に予定をしていましたラチーノ学院での総合教育会議は、残念ながら雪のため延期とさせていただきます。年度内の開催は困難なため、次年度第1回目の総合教育会議で仕切り直しをしたいと思います。

さて、教育長報告にもありましたが、市内の小中学校においてインフルエンザが猛威を振るっており、本日から能登川南小学校が3月1日まで臨時休校となっています。その他小学校5校、中学校2校で学級閉鎖、学年閉鎖となっており、現在207名が罹患し948名の児童生徒が自宅待機をしています。

本日は県立高校の入試ですし、その後も卒業式などの大きなイベントを控えているため、非常に心配していますが、引き続き学校内はもとより家庭においても手洗い、うがい、換気の徹底をしてまいります。

本日は、前回の定例会以降の主な行事と3月議会について報告いたします。

1月31日に湖東中学校において、市内9校の各中学校生徒会役員が一堂に集まり、中学生交流会を開催しました。「ウェルビーイングないじめを許さない学校を作ろう！」をテーマに互いの生徒会活動の取組を紹介し、グループ別交流会や全校かくれんぼを通して交流を深めました。各校の活動報告や交流の様子を見ると、生徒たちがとても意欲的に、居心地の良い魅力的な学校づくりに向けて、日頃から一生懸命に取り組んでいる姿が伝わり、大変頼もしく感じるとともに、他の学校の取組に刺激を受けたり興味を持ったりと、大変有意義な交流会であったと思います。

次に市議会について御報告いたします。

本日、市議会定例会が開会いたしました。今議会には、教育部から、議案第3号「令和7年度一般会計補正予算」と議案第6号「令和8年度一般会計予算」の予算案件2件を上程しています。

教育部長

令和7年度補正予算では、国庫補助金の内示を受けることによって、能登川東小学校大規模改修工事について、設計監理や備品を含めて5億450万円、湖東中学校特定防火設備改修工事について、設計監理を含めて2,880万円を前倒しで3月補正し、全額を令和8年度に繰越します。

また、令和8年度の当初予算につきましては、当初予算案の概要7ページを御覧ください。一般会計の総額556億円のうち約10パーセントの56億円余りが教育費となっています。

令和7年度と比較しますと、一人一台タブレット端末の整備事業や能登川南小学校、永源寺中学校の大規模改修の完了、また、所管は文化スポーツ部となりますが、国スポ・障スポ大会が成功裏に終了したことによって、約24パーセントの減となっています。

次に19ページを御覧ください。先の定例会でやむなく給食費の値上げについて御説明申し上げたところですが、小学校においては、値上げ後の5,200円を国の給食無償化制度により全額免除とする予定です。中学校においては、5,000円から5,900円に値上げしますが、900円分について物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充て、保護者負担を軽減する予定です。認定こども園等についても増額分についてこの交付金を活用したいと考えています。

続いて9ページを御覧ください。教育の部分につきましては、拡充として通級指導教室を新たに箕作小学校に増設すること、そして、今年度いただいた企業版ふるさと寄附3,000万円を児童生徒のICT教育推進に活用するために、基金に繰り入れ、令和8年度から3箇年にかけてプログラミング教育等に力を入れていきたいと考えています。

続いて31ページを御覧ください

特に教育部の学校教育課の事業については、支援員や指導員等の人件費が事業には欠かせない経費であることから、予算書の予算額に加え、その事業に必要な会計年度任用職員の人件費を計上した額を実質的な事業の予算額として記載しています。また、その事業にどのような会計年度任用職員を配置しているかを、この概要の予算説明欄に記載していますので、併せて御確認いただきたいと思います。

また、32ページの中学校施設整備事業については、このほかに4校の体育館空調の設計管理費1,700万円の予算を確保しており、設計額の積算ができましたら令和8年度の補正で整備に係る予算を確保していきたいと考えています。

なお、人事課からの人事案件として、「東近江市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、青地委員の任期が満了となることから再任いただきたく、また、沖田委員が御退任されることに伴い、本市出身の同志社大学政策学部教授真山達志さんを教育委員に任命したく議案を提出し、先ほど議決をされましたので報告いたします。青地委員におかれましては、引き続きよろしくお願ひいたします。また沖田委員におかれましては長い間本当にありがとうございました。

以上、教育部からの報告とさせていただきます

教育長

ありがとうございました。続いてこども未来部から報告をお願いします。

(こども未来部報告)

こども未来部長

皆様こんにちは。こども未来部長の井口です。

認定こども園等におきましては、1年の締めくくりとなります学年末参観が終わり、新入園児を迎える入園説明会を順次実施しているところです。また、3月17日に举行します修

こども未来部
長

了証書授与式に、教育委員様にはお忙しい中ではございますが、来賓として御列席いただき子供たちの門出に花を添えていただければと思っております。後ほど案内させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、こども未来部からは2点報告いたします。

1点目、12月市議会定例会で承認いただいた物価高対応子育て応援手当について、去る2月17日に対象となる子供の約9割となる1万6,116人分を保護者9,248人に振り込みました。1月1日以降の出生や公務員など申請が必要な方の分については、現在申請を受け付けており、順次振り込みの手続きを進めているところです。

2点目、季節性インフルエンザの流行に伴う認定こども園等への影響について報告いたします。本日現在、3園で登園自粛等を行っております。子供たちや保護者には引き続き基本的な感染予防対策の周知をしているところです。

以上、こども未来部からの報告とさせていただきます。

教育長

各部から報告がありましたが、御意見、御質問等はございませんか。

各委員

(意見、質問等なし)

教育長

続きまして、「2議案」に移ります。

「議案第2号 東近江市立能登川東小学校と東近江市立能登川北小学校の通学区域変更の方針について」担当課から説明をお願いします。

教育総務課長

教育総務課長の深見です。

「議案第2号 東近江市立能登川東小学校と東近江市立能登川北小学校の通学区域変更の方針について」御説明します。

令和7年4月から保護者及び地元自治会等と「能登川北小学校の児童数減少への対応について」協議を進めてきましたが、11月28日に能登川北小学校PTAから統合等に係る要望書が提出され、主となる要望事項として、令和10年度に能登川東小学校との統合を要望されました。能登川北小学校区内の各自治会にもPTAからの要望書が提出されたことやその内容について説明し、御理解をいただきましたので、教育委員会としての方針を決定いたしたく本議案を提出したものです。

それでは、議案書を御覧ください。

本議案は、能登川東小学校と能登川北小学校の通学区域について、その適正化と良好な教育環境の構築を図るため、通学区域変更の方針を定めるものです。

方針の1点目、能登川東小学校と能登川北小学校の通学区域を統合し、能登川北小学校を閉校する。

2点目、統合の時期は令和10年4月1日とする。

教育委員会としてこのように方針を定め、統合に向けて準備を進めていきたいと考えています。

次に、資料3枚目を御覧ください。東近江市立能登川東小学校と能登川北小学校の通学区域変更に関する教育委員会の考え方を示しています。

「1目的」として、能登川北小学校の持つ小規模校の課題に対応するために通学区域の適

教育総務課長

正化と良好な教育環境の構築を図るためとしています。

「2変更の方針」には、方針を決定するに至った経緯を示しており、方針内容を明記しています。

そして、「3統合への準備」として、令和10年度までに行う主な準備として、両校児童の交流、通学手段の確保を挙げています。ほかにPTAや学童の調整等も必要であると考えています。

なお、統合に当たりましては、通学バスを運行する予定をしています。

また、PTAからの要望には、ほかに標準服や通学カバン、体操服の買い替えの補助等についてもありました。PTAが望まれる費用負担については、今後、継続的に議論していきたいと考えています。

最後に、「4今後の課題」として、閉校後の能登川北小学校校舎等の活用について挙げていますが、こちらについては、行政だけでなく地域と共に検討しなければならない課題と捉えています。

方針が決定しましたら、市議会3月定例会常任委員会で方針決定の報告を行い、その後、PTA及び地元自治会等へ報告、そして報道機関へ情報提供をする予定です。

なお、統合に伴う条例及び規則改正につきましては、統合前に改めて定例会に上程いたします。

説明は以上です。方針の決定について、御審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

説明は終わりました。この件について御意見、御質問等ございませんか。

山本委員

通学区域の変更を先行するのか学校の教育環境を良くするために統合をするのか、この議案を見ると、前後関係が逆のように思えます。通学区域を変更することを目的としていると読めるのですが、これは途中経過であり、まずは、統合することを前提として、その付帯的なことで通学区域の変更があるのではないのでしょうか。今回議案で出てくる、通学区域変更の方針については、どのような意味があるのですか。

教育総務課長

委員が言われるとおり、統合するため通学区域が変わるのですが、条例においては、通学区域によって通学する学校が決まるので、通学区域を変更することで統合を表すこととなります。

教育長

条例上、能登川北小学校名がなくなることはいろいろなところで出てきますが、能登川北小学校と能登川東小学校が統合することが明らかになるところは、通学区域が能登川東小学校の通学区域に含まれると表記するしかないのです。

山本委員

今回の議案で通学区域変更の方針について定めるのはなぜですか。

教育長

いろいろな準備に入るために基本的な考え方を定めることを教育委員会です承いただいたためです。教育委員会です意思決定をしたことを明確にするために方針の決定を議案として提出しています。

以前、政所小学校や甲津畑小学校の統合の際も先に方針を決定し、条例は統合の直前に改

教育長

正をしていました。

では、議案第2号につきまして、御承認いただけますでしょうか。

各委員

(異議なし)

教育長

ありがとうございます。それでは、「議案第2号 東近江市立能登川東小学校と東近江市立能登川北小学校の通学区域変更の方針について」は原案のとおり承認といたします。

次に、「福祉教育こども常任委員会協議会報告について」教育総務課からお願いします。

教育総務課長

市立能登川南小学校及び永源寺中学校大規模改修工事の進捗状況について報告します。

資料の議会議決工事等進捗状況報告書（令和8年1月末現在）を御覧ください。

まずは、能登川南小学校大規模改修工事について報告します。

進捗率は、建築工事 98.7 パーセント、電気設備工事 94.7 パーセント、機械設備工事 95.1 パーセントとなっています。

現状につきましては、管理棟 1 階旧作法室及び職員玄関、教室棟 1 階東階段におきまして、建築工事として内装工事と塗装工事、電気設備工事として配線工事、機械設備工事として給排水衛生工事を行いました。

今後は、管理棟の外壁改修工事及び職員室の電話交換機設置、その他 ピロティ、外部階段、バルコニーの塗装工事、左官工事、給排水衛生工事を予定しています。

2 ページに工事写真を添付していますので、御確認ください。

続きまして、永源寺中学校大規模改修工事について報告します。

3 ページを御覧ください。

進捗率は、建築工事 99.7 パーセント、電気設備工事 98.7 パーセント、機械設備工事 98.4 パーセント、解体外構工事 86.9 パーセントとなっています。

現状につきましては、建築工事として仮囲い撤去工事、電気設備工事として防犯カメラ調整工事、機械設備工事として配管工事、解体外構工事として駐輪場設置工事と駐車場舗装工事を行いました。

今後は、外構工事、駐車場舗装工事のほか、書類作成、検査を予定しています。

4 ページに工事写真を添付していますので、御確認ください。

なお、永源寺中学校におきましては、3月18日(水)午前9時から竣工式を挙げていたします。教育委員の皆様には、既に御案内をしておりますとおり御臨席を賜りたく存じます。よろしく願いいたします。

報告は以上です。

教育長

説明は終わりました。この件について御意見、御質問等ございませんか。

各委員

(意見、質問等なし)

教育長

続いて、学校給食センターから報告をお願いします。

学校給食センター所長の鎌倉です。

資料は、「学校給食費における牛乳の提供について」を御覧ください。本件につきましては、2月5日の市議会福祉教育こども常任委員会協議会で、議員から提起された「牛乳提供の必要性」及び「給食費算定の根拠」について説明を行いました。

まず、1制度上の前提について、3点に絞って御説明いたします。

(1)基準遵守の義務について、学校給食は、国の「学校給食摂取基準」を厳格に満たすことが法律で義務付けられています。センターとしては、子供たちの成長に必要な栄養を欠かさずことなく提供する責務があります。

(2)カルシウムの重要性について、特に確保が難しいカルシウムは、1日の必要量の半分を給食で補うよう定められています。現在、その必要量の約8割を、わずか1本の牛乳(200ミリリットル)が担っています。牛乳は、給食運営において最も効率的な栄養源です。

(3)牛乳の位置付けについて、学校給食法施行規則第1条では、完全給食を「主食、ミルク及びおかず」と定義しており、地方交付税の算定根拠においても、完全給食(主食、副食及び牛乳)、補食給食(副食及び牛乳)、ミルク給食という、いずれの区分においても「ミルク(牛乳)」の提供が前提となっています。

続いて、2給食費の算定根拠については、改定額の算定根拠を示しています。

年齢に応じた適切な量を公平な価格で提供するため、小学校のおかず代単価「231円」を基準とし、幼稚園は0.8倍、中学校は1.2倍という配当比率を適用しています。

中学校におきましては、おかず代277円に牛乳代77円を加えた1食単価は354円となります。これを年間185食で積算し、11回で割りますと月額は約5,957円となりますが、今回の改定案ではこれを「5,900円」としています。

次に、3牛乳の有無による比較についてです。

仮に、この牛乳をやめて、ほかのおかずで栄養を補おうとした場合、表のとおり、極めて厳しい現実に直面します。

特に、コストが激増することが考えられます。牛乳(77円)の代わりに小魚や野菜を導入すると、食材費は平均で254円跳ね上がります。その結果、月額給食費は8,000円を超え、保護者は月額2,200円以上を追加で負担することとなります。

次に、4牛乳の代替ができない理由について、栄養と量の矛盾があります。牛乳1本分のカルシウムを摂るには、納豆約6パック分などを追加しなければならず、おかずの重量が1.5倍に膨らみます。子供たちが完食できないばかりか、塩分摂取量も国の基準の3倍以上に達し、健康を守るための給食が本末転倒な結果となってしまいます。

最後に、5結果として、学校給食費は、最も安価で栄養効率の良い牛乳を活用することで、保護者負担を最小限に抑えつつ必要な栄養を確保する価格設定を行っています。仮に牛乳を廃止して他の食材で代替した場合、保護者負担が月額で2,200円以上増加するだけでなく、塩分過多や栄養バランスの崩壊を招き、児童生徒の健康維持に支障を来す恐れがあります。今後も給食センターとしては、栄養教諭等と連携し、牛乳を含めた全献立において残食を減らす工夫を凝らし、安全で質の高い給食の提供に努めてまいります。

説明は、以上です。よろしくお願いたします。

この件について御意見、御質問等ございませんか。

山本委員	牛乳が非常に優れている食材だということは分かりました。これだけ学校給食にとって、牛乳の利点を強調するのであれば、摂取していないことが問題になり、残食の対応をしなければならなくなると思います。資料の最後にあります「残食を出さない工夫を凝らす」という一文では納得してもらえないのではないのでしょうか。解決策は簡単に見つからないと思いますが、実際はどのような状況ですか。
給食センター 所長	昨年9月から11月にかけて行った中学校の残乳調査では、平均で3.5パーセントの残乳率となっています。以前、報告した際と比較して、残乳率は大分減っています。以前報告した際の数値については、偶然、休んでいる生徒が多かった時だったと認識しています。
山本委員	以前の報告では、30パーセントと聞いていましたが、3.5パーセントとなって大分改善されたのですね。引き続き、十分に努力していただくようお願いします。
教育部長	残乳を減らすために、ミルメークを付けたり、休んでいる生徒分の牛乳は配膳せず冷蔵庫に保管したままにするなどの工夫をしたりしています。
青地委員	議案にもありましたが、小中学校の適正規模化の件について、2月に東京で開催された研修会で全国各市町から教育長や教育委員が集まってグループ討議を行い、皆さんからいろいろな情報をいただきました。このように、他府県との交流の中で入手した情報は、今後、市の取組にも役立つのではないかと思います。 牛乳の件についても同じだと思います。全国で困っているのであれば、それぞれの市町が悩みながら取り組んでいると思うので、是非このような機会を作っていただき、残乳を減らす方法を勉強してきていただきたいと思います
神寄教育長職 務代理者	牛乳については、「カルシウムの摂取」と「廃棄を減らす」という2点から議論されます。しかし、この2点を一緒に問題視するとかみ合わなくなってしまうため、分けて考える方が良いのではないかと思います。 カルシウムを摂取するために、カルシウム摂取強化メニューを立てられている日もありますし、献立の中でもいろいろと工夫をされていると思います。牛乳がこれだけ必要というのではなく、いろいろな対策をして子供たちに摂取するように促しているという説明をする方が分かりやすいのではないかと思います。 また、配膳後に常温に戻った牛乳が廃棄されることについては、市内小中学校でモデル校を選定して冷蔵庫を設置し、管理方法やメリットなどを検証しながら廃棄を減らしていくことを検討していただきたいです。
教育長	ありがとうございます。 続いて、幼児課から報告をお願いします。
幼児課長	幼児課長の辻です。 「乳児等通園支援事業の実施について」説明します。 まず、資料の2ページ目を御覧ください。

最初に乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の事業概要の主な点について説明します。

事業名は、「こども誰でも通園制度」という呼称が一般的に使用されていますが、本市におきましては、児童福祉法に規定される正式な事業名である「乳児等通園支援事業」を使用することとしています。

1点目の目的は、「子供が家庭保育だけでは得られない様々な経験を通じて成長できるようにする」こととしています。

2点目の実施主体は、市及び市の認可を受けた者です。現在のところ、市内で本事業の実施を申し出ている民間事業者はありません。

3点目の概要の(1)対象となる子供は、国の基準のとおり0歳6箇月から満3歳未満で保育所等に通っていない子供です。(2)実施園は、市立認定こども園4園とします。(3)受入人数は、1日当たり12人、1園当たり3人までとします。

なお、(5)の利用時間枠ごとに3人となりますので、一つの園で、1日最大延べ9人が利用できます。(4)利用時間数は、国の基準のとおり子供1人当たり月10時間までとします。(5)利用可能日時は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後4時30分までとし、三つの利用時間枠を設けます。(6)利用料金は、国が標準とする金額に準じ、1時間当たり300円とします。(7)食事等の提供は、食物アレルギーへの対応が困難であることや、1回の利用時間が短時間であることなどを考慮して、行わないこととします。

次に、資料の3ページ目を御覧ください。

乳児等通園支援事業に係る法令・条例の体系について、主なところを説明します。

乳児等通園支援事業は、施設で子供を預かる事業の部分と、保護者に対する給付の部分の2本の柱で成り立っています。

表の左側、児童福祉法が事業に関する部分になります。

第6条の3第23項では、本事業の定義付けがされており、第34条の15では、本事業の実施主体について規定されています。

第34条の16では、市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営について、内閣府令で定める基準に従い条例で基準を定めなければならないとされており、市は、矢印の下の内閣府令（「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」）に従い、更にその下の「東近江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定する必要があります。

次に、表の右側、子ども・子育て支援法が給付に関する部分となります。

第30条の14、第30条の15及び第30条の20では、それぞれ給付費の支給要件や市町村の事務について規定されています。

第46条では、事業者は、市町村が内閣府令に従い条例で定める設備及び運営についての基準を遵守しなければならないとされており、市は、矢印の下の内閣府令（「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」）に従い、更にその下の「東近江市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」を制定する必要があります。

資料の1ページ目にお戻りください。

現状及び課題としましては、資料2ページ目、3ページ目で説明しましたとおり、国の基準に従い、基準及び保育料を条例で定める必要があります。

次に取組としましては、3に記載のとおり、東近江市乳児等通園支援事業の設備及び運営

幼児課長	<p>に関する基準を定める条例案及び東近江市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案と、東近江市立認定こども園条例の一部を改正する条例案を3月市議会定例会に提出しています。</p> <p>説明は、以上となります。</p>
教育長	<p>この件について御意見、御質問等ございませんか。</p>
山本委員	<p>この事業について、どの程度需要があると考えていますか。</p>
幼児課長	<p>この事業の需要については、それほど多くないと考えています。</p> <p>現在、似た事業として、「一時預かり保育事業」を実施しています。幼稚園や認定こども園に通っていない子供を対象に、冠婚葬祭や急用によって一日だけ預かる事業ですが、対象となる子供に対して、0.7パーセント程度、市内で1日5人程度しか利用されていません。このような状況から、1日12人の設定でも受け入れが可能だと判断しています。</p>
山本委員	<p>1日通して預かってもらうことは可能ですか。</p>
幼児課長	<p>可能ですが、1箇月10時間の制限があるので、1日7時間使用すれば、残り3時間だけになってしまいます。「乳児等通園支援事業」としているため、1回当たり長い時間を使うのではなく、定期的に来ていただく方が事業の目的に添うのではないかと思います。</p>
教育長	<p>次に、子育て支援センターから報告をお願いします。</p>
こども未来部長	<p>保健子育て複合施設ハピネス2階にあります東近江市子育て支援センターは、現在、平日の午前8時30分から午後5時15分まで開館し、八日市子育て支援センターのつどいの広場を午前9時から午後4時まで、ファミリー・サポート・センターの受付業務を午前9時から午後5時まで行っています。</p> <p>そのような中、利用者から土曜日等におけるつどいの広場の開催及びファミリー・サポート・センターの受付業務を希望する声が寄せられていることから、令和8年4月から東近江市子育て支援センターを毎月第3土曜日の午前9時から正午まで開館し、つどいの広場を開催するとともに、ファミリー・サポート・センターの受付業務を予約制で行う予定で、現在事務を進めているところです。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	<p>この件について、御意見、御質問等はありませんか。</p>
各委員	<p>(意見、質問等なし)</p>
教育長	<p>次に、「令和7年度 東近江市教育委員会感謝状の贈呈について」担当課から説明をお願いします。</p>

教育総務課長

私から、令和7年度教育委員会感謝状の贈呈について、報告します。

まずは、お手元の資料2枚目の東近江市教育委員会感謝状贈呈要綱を御覧ください。

教育委員会感謝状は、本要綱に基づき、教育分野において自主的かつ意欲的に無報酬でボランティア活動を行う個人又は団体を贈呈の対象としております。贈呈の基準は、ボランティア活動を年12回以上かつ10年以上継続して行っている個人、ボランティア活動をおおむね月1回以上かつ10年以上継続して行っている団体としており、関係各課から推薦をいただいています。

資料の1枚目に戻っていただき、令和7年度東近江市教育委員会感謝状贈呈者一覧を御覧ください。

今年度の対象者は、8団体であり、学校教育課経由で3小学校から推薦がありました。詳細につきましては一覧のとおりです。

なお、感謝状及び記念品は、推薦のあった各小学校から対象者にお渡しいただきます。報告は以上です。

よろしく願いいたします。

教育長

この件について御意見、御質問等ございませんか。

各委員

(意見、質問等なし)

教育長

続いて、「令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」担当課から説明をお願いします。

管理監（学校教育担当）

学校教育課の澤です。

私からは、「令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」東近江市が作成した資料に沿って御説明します。

この調査は、スポーツ庁が小学校5年生及び中学校2年生を対象に悉皆調査を行いました。令和7年4月から7月の間に調査を行い12月に公表をされています。1月末に市の資料として国から送られてきましたので、皆様に御報告させていただきます。

スポーツ庁の分析では、全国的な状況として、体力合計点は、小学校男女共に前年度から向上しているが、中学校男子を除いてコロナ禍前の水準には至っていないとしています。コロナ禍前の方が高かったのですが、コロナ禍になり、下がっていき、まだコロナ禍前の水準までは中学校男子を除いては戻っていないということです。

また、運動時間が長い児童生徒ほど、体力合計点が高くなる傾向にある。「運動が好き」と回答した児童生徒は、それ以外の児童生徒と比べ体力合計点が高い。運動やスポーツへの様々な関り方に興味や関心がある児童生徒は、それ以外の児童生徒と比べ体力合計点が高い。と分析されています。

本市の子供たちの状況も比較して資料を作成しました。身体の成長を御覧いただくと、本市の子供たちの状況は、全国、県平均とほとんど変わりません。身長については、男子は、全国平均より高く、女子は、少し低い傾向にあります。体重は、男女どの学年も全国平均より軽い傾向にあります。肥満度を見ていただくと、普通体型に範囲に入っている児童生徒の比率を表しています。全国、県平均と大差がない状況です。

管理監（学校教育担当）

運動習慣等については、小学校5年生男子では、「運動が好き」と回答した人数が90パーセントを超えています。中学校2年生まで見ても女子を含めて、7割の児童生徒が「運動が好き」と回答しています。このような結果から、体育や部活動など体を動かす取組は非常に大切だということが分かります。

表の中で「支えること（教え合い、大会のサポートなど）」は全国的に低い数値となっていますが、そのような機会がないのか、又は少ないのではないかと判断します。

体力・運動能力について、男女共全国、県の平均と同程度と見てもよいと思います。本市の子供たちの状況としては、小学校5年生男子は、瞬発力系の運動は高い傾向にあります。また、長座体前屈は全国と比較してかなり低い状況にあります。女子は、立ち幅とびは高く、長座体前屈は低い状況です。中学校2年生男子は、握力と反復横とびは全国より少し高く、ハンドボールと持久走は低い状況です。女子に関しても持久走は低い状況です。この辺が課題となっているのではないかと考えます。

市としては、スポーツが好きな子の育成に向けて、生涯にわたってスポーツを楽しむため、「みる・支える・知る」などスポーツへのいろいろな関わり方ができる子供の育成とスポーツが好きな子、得意な子が更にスポーツが好きになるような取組の推進を実施したいと考えています。現在も、小学校では、「なわとびチャレンジ」やマラソン大会前の練習、外遊び週間などを作り、子供たちが体を動かすことに対して熱心に取り組んでいます。中学校では、体育の授業や部活動、地域スポーツなどで体力を上げていく取組をしています。

今後も、このような調査を参考にしながらより良い運動環境を考えていきたいと思いません。

教育長

この件について御意見、御質問等ございませんか。

神寄教育長職務代理者

以前の部活動では、走り込みや筋トレなどの基礎トレーニングを行ってから技術面の指導があったと思います。しかし、最近の傾向として、基礎トレーニングよりも技術面の指導が優先されているため、基礎体力が落ちているのではないかと感じます。

沖田委員

基礎的な体力を付けることはあらゆる競技において重要です。面白さが先行してしまい、技術面の指導が優先されてしまいます。また、厳しく指導すれば、ハラスメントと言われる時代でもあるため、基礎的な体力をつけるための体育教育は難しいと思います。基礎的な体力をどのように付けるかという教育と競技の教育とを分けて教える体系があれば良いと思います。

教育長

続きまして、「4 各課報告」に移ります。
それでは、各課から報告をお願いします。

各課報告

- 研究所だよりNo.272（教育研究所）
- 報告事項（生涯学習課）
- 報告事項（図書館）

教育長

各課からの報告について、御意見等がございましたらお願いします。

各委員

(意見、質問等なし)

教育長

以上で、全ての議案が終了しました。全体を通して、御意見、御質問はございませんか。

各委員

(意見、質問等なし)

教育長

それでは、次回は第2回臨時会を3月16日(月)午後4時30分から「東近江市役所 東庁舎 東D会議室」で開催します。内容は、市立小中学校の管理職の人事異動についてです。

また、第3回定例会は、3月23日(月)午前10時30分から、同じく「東近江市役所 東庁舎 東D会議室」で開催しますのでよろしくお願いいたします。

なお、第3回定例会終了後、第3回臨時会を開催します。内容は、教育委員会事務局の管理職の人事異動についてです。

4月に入りまして、第4回臨時会を4月1日(水)、赴任式終了後に「てんびんの里文化学習センター 多目的研修室」で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和8年第2回教育委員会定例会を終了させていただきます。

お疲れ様でした。ありがとうございました。

会議終了

午後3時10分

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
